

足立区災害対策条例の改正（素案）に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施期間

令和7年3月25日（火）から4月25日（金）まで

(2) 意見提出者数・意見件数

ア 意見提出者数・意見件数	39名（48件）
イ 提出方法	
（ア）区ホームページの意見受付フォーム	6名（8件）
（イ）Eメール	1名（8件）
（ウ）FAX	0名（0件）
（エ）郵送	1名（1件）
（オ）窓口への持参	0名（0件）
（カ）足立区避難所運営会議 本部長・庶務部長会議での受理	31名（31件）

2 意見の構成

内容	件数
1 文章の体裁及び表現に関するご意見	6件
2 備蓄に関するご意見	10件
3 避難及び避難所に関するご意見	6件
4 要配慮者施策及び地域での支え合いに関するご意見	5件
5 災害関連死対策に関するご意見	2件
6 マンション防災に関するご意見	2件
7 その他ご意見及びご質問	17件

足立区災害対策条例の改正（素案）に対する意見の概要と区の方考え方

いただいたご意見について、項目毎に分けて記載しておりますが、一つのご意見の中で項目が多岐に渡るものについては、主要と思われるご意見での分類としております。

1 文章の体裁及び表現に関するご意見

No.	いただいたご意見	区の方考え方
1	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 文章の体裁について</p> <p>(1) 「激甚化」「橋りょう」「各々」など、漢字及び平仮名が統一されていない。</p> <p>(2) 第2章第2節及び第5章の表記について、太字・書体が違う。</p> <p>(3) 第33条は「一般的に、かつ、効果的」とあるが、前文では「激甚化かつ複合化」、第1条では「総合的かつ計画的」とある。「、」の使い方が違っている。</p> <p>(4) 第34条3項では「前1項」となるが、4項には「第2項」とある。統一されていない。</p> <p>(5) 新旧対照表について、「節」が変わる箇所は、1行スペースがあったりするが、無い箇所もある。統一して欲しい。</p>	<p>文章の体裁につきまして、ご指摘いただきありがとうございます。以下の通りご指摘事項について見直しを図ってまいります。</p> <p>(1) 漢字及び平仮名の使い分けに関して、常用漢字表をもとに、より多くの区民の皆様が判別しやすい表記に統一いたします。なお、今回ご指摘いただきました「橋りょう」につきましては、読みやすさを重視し、「橋りょう」のままいたします。</p> <p>(2) 「かつ」の前後の「、（読点）」については、前文及び第1条と同じ表記とし、第33条を「一般的かつ効果的」に修正いたします。また、「第〇項」と「前〇項」という表記については、「第〇項」に修正いたします。書体の違いやスペースの有無についても、全体の構成を再度確認したうえで、統一を図ってまいります。</p>
2	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 第4条3項に「区民等」とあるが、事業者及びボランティアを指すのか、単にボランティアなのかが曖昧です。</p>	<p>今回のご指摘を踏まえ、曖昧な表現を防ぐために「区民等」の表記を「区民、事業者、ボランティア」へ修正いたします。</p>
3	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 「準備」と「備え」の使い分けについて。</p>	<p>「準備」については、準備すべき事項が具体的な場合に使用し、「備え」は発生し得るリスクに対して、広く備える場合に使用しています。今回のご指摘を踏まえ、前文中の「災害に即応できるよう準備を整える」という表現を「災害に即応できるよう備える」へ修正いたしました。</p>

No.	いただいたご意見	区の考え方										
4	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>第 39 条及び第 40 条にて「防災区民組織及び第 31 条の施設の防災組織」とあり、表現が違っている。「第 30 条の防災区民組織及び第 31 条の施設の防災組織」すべきではないか。</p>	<p>「防災区民組織」と「施設の防災組織」について、まず「防災区民組織」については、第 3 条「定義」で「災害から地域社会を守るため、町会・自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成する組織」と明記しております。対して「施設の防災組織」については、第 3 条で定義を明記していないため、「第 31 条の施設の防災組織」と表現しています。</p>										
5	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>語尾について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 努力を払わなければならない ② 協力を努めるものとする ③ 行わなければならない ④ 行うことができる ⑤ 努めなければならない ⑥ 図るものとする ⑦ 講じなければならない ⑧ しなければならない ⑨ してはならない <p>上記のように、色々使われている。どの語尾が一番強く、ゆるやかな表現なのか。またはそのような順位はあるのか。</p>	<p>条文の語尾の使い分けについては、以下のとおりとし、裁量等の強弱を設けております。</p> <table border="1" data-bbox="1169 555 2089 1061"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 555 1496 603">語尾</th> <th data-bbox="1496 555 2089 603">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 603 1496 683">～しなければならない</td> <td data-bbox="1496 603 2089 683">一定の行為を義務付け、裁量の余地を与えない場合に用いる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 683 1496 794">～するものとする</td> <td data-bbox="1496 683 2089 794">「～しなければならない」より義務付けの感じが弱く、原則や方針を示す場合に用いる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 794 1496 981">～することができる</td> <td data-bbox="1496 794 2089 981">一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用いる。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利または能力を付与する場合の 2 通りがある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 981 1496 1061">～してはならない</td> <td data-bbox="1496 981 2089 1061">何らかの行為をしてはいけない(不作為義務を課す) ことを表す場合に用いる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>例えば、今回いただいたご質問のうち「①努力を払わなければならない」と「②協力を努めるものとする」では、「①努力を払わなければならない」の方がより強い表現となります。</p>	語尾	意味	～しなければならない	一定の行為を義務付け、裁量の余地を与えない場合に用いる。	～するものとする	「～しなければならない」より義務付けの感じが弱く、原則や方針を示す場合に用いる。	～することができる	一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用いる。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利または能力を付与する場合の 2 通りがある。	～してはならない	何らかの行為をしてはいけない(不作為義務を課す) ことを表す場合に用いる。
語尾	意味											
～しなければならない	一定の行為を義務付け、裁量の余地を与えない場合に用いる。											
～するものとする	「～しなければならない」より義務付けの感じが弱く、原則や方針を示す場合に用いる。											
～することができる	一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用いる。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利または能力を付与する場合の 2 通りがある。											
～してはならない	何らかの行為をしてはいけない(不作為義務を課す) ことを表す場合に用いる。											
6	<p>資料 2 足立区災害対策条例改正（素案）新旧対照表を読んで気付いたこと</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定義 第 3 条を新設したのは良いと思います。 (2) 「足立区地域防災計画」は、改正前の「災害対策事業計画」に当たるものと考えて良いのでしょうか。 	<p>(2) 「足立区地域防災計画」について、改正前の「災害対策事業計画」に当たるもので間違いございません。</p>										

No.	いただいたご意見	区の考え方
6	<p style="text-align: center;">前ページ（ご意見No.6）の続き</p> <p>(3) 改正前の第7条について、改正後の欄に（削除）（第3条3項と重複するため削除）とありますが、「第4条3項」ではないでしょうか。</p> <p>(4) 改正前の第8条について、改正後の欄に（削除）（第3条で計画策定について言及しているため、3条の次の条文となるよう移動）とありますが、「4条の次」ではないでしょうか。</p> <p>(5) 第9条1項の資機材とは何でしょうか。</p> <p>(6) 「災害時の出火に際しては、初期消火に努めなければならない」とありますが、近年、消防庁では火のついているガスの栓を締めるのは「ゆれがおさまってから」としています。初期消火に努めるのは当然ですが、あわててけがをする例があるようなので、条文の表現に工夫がほしいと感じました。</p>	<p>(3) (4) 条文の削除及び移動について、ご指摘の通りでございますので、改めて全体の構成を確認し修正を図ってまいります。</p> <p>(5) 第9条1項の資機材についてですが、災害発生時の応急対策や救助活動、避難所の運営に必要な機材や道具を表しております。具体的には、発電機やヘルメット、カセットコンロ、マンホールトイレなどが該当します。</p> <p>(6) 初期消火について、ご意見のとおり地震時はまずは身の安全の確保が最優先となります。条例の表現については、「地震等を感じたら身の安全を確保するとともに、火を消すほか、災害時の出火に際しては初期消火に努めなければならない」と修正いたします。</p>

2 備蓄に関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
7	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>「3日分以上の飲料水、食糧品、医薬品及び簡易トイレ等の生活物資の備蓄」を区民へ求めるという内容について、求めるだけでなく、区からもそれらを事前に配給することはできないか。</p>	<p>【同様のご意見のため、一括で回答させていただきます】</p> <p>区民の皆様には3日分以上の備蓄をお願いすると同時に、区では備蓄食料の増配備に努めており、避難者想定数に対し、備蓄量を約1.4日分から3日分へと令和9年度までの3か年で計画的に増配備を進めております。このため、区民の皆様にもできる限り自主的な備蓄をお願いしたいと考えております。</p>
8	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>3日分の備蓄の補助として、トイレや水などを区民へ配布することを検討してもらいたい。</p>	<p>なお、区では賞味（使用）期限が近くなったアルファ化米などの備蓄品を、避難所運営訓練や講演会等への参加者に普及啓発として配布しております。全区民への配布はできませんが、各家庭の備蓄の一助となればと考えております。</p>
9	<p>(1) 各家庭（特にマンション）に防災備蓄品の保管は良いことですが、部屋がせまくて3日分の保管が難しい。</p> <p>(2) 毎月19日「備蓄の日」大変良いこと。</p>	<p>備蓄品の保管場所が限られていることについて、ローリングストックという備蓄方法をご検討ください。これは、普段から少し多めに食料品や日用品を購入し、古い物から順番に消費していくという方法です。毎月19日の「あだち備蓄の日」においても、ローリングストックについて発信し、周知・啓発に努めてまいります。</p>
10	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>「3日分以上の備蓄を求める」という点について、学校の備蓄場所は既にいっぱいですが、3日分もどこに備蓄するか問題が今後でてくる。</p>	<p>現在第一次避難所には避難者想定数に対し、約1.4日分の備蓄食糧が格納されております。令和9年度までに残り約1.6日分の増備蓄を予定しており、増備蓄分については第一次避難所ではなく、区内拠点倉庫に格納する予定です。</p>
11	<p>3日以上の備蓄についての、区の施策を強化して欲しい。</p>	<p>区では、令和6年度から備蓄食料の増配備に努めており、避難者想定数に対し、令和5年度時点で約1.4日分の食糧を、令和9年度までに3日分の食料が備蓄できるよう増配備を進めています。</p>

No.	いただいたご意見	区の考え方
12	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 避難所の備蓄品の一表を配布してもらいたい。</p>	<p>区の避難所担当職員までご相談いただければ、希望の部数を可能な限りご用意させていただきます。 なお、各避難所の備蓄状況一覧は避難所運営手順書に明記されており、区HPに掲載しているのご活用いただきたいと思います。</p>
13	<p>区独自の取り組み③の毎月19日を「あだち備蓄の日」とありますが、これは放送をかけるのですか？区として、どんな働きかけをするのですか？</p>	<p>【同様のご意見のため、一括で回答させていただきます】 今後、区民の皆様へ3日以上のご備蓄をお願いするには、備蓄の品目や量、備蓄品を選ぶ際のポイントなど、具体的でわかりやすくお伝えすることが必要だと考えております。あだち広報のほか、区HP、XなどのSNSを用いて情報発信してまいります。</p>
14	<p>特に、3日分の備蓄を住民に徹底する必要がある。</p>	<p>また毎月19日の「あだち備蓄の日」に合わせて、SNSなどを活用して3日分の備蓄について発信していくなど、周知・啓発に努めてまいります。</p>
15	<p>PRが必要。</p>	
16	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 備蓄の具体的な内容について、「あだち備蓄の日」ポスターだけでは分かりにくいいため、区から発信してほしい。</p>	

3 避難及び避難所に関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
17	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>第 47 条について、車両を使わずに、どのようにして広域避難が可能なのか。また、高齢者はどうするのか。</p>	<p>第 47 条は、地震時の避難方法を規定した条文であり、個人で利用する車両による渋滞や二次災害を想定し禁止しております。まずは身の安全を確保、その後ご自宅の安全を確認し、在宅避難もしくは第一次避難所等への避難をお願いいたします。</p> <p>高齢者も同様ですが、自力避難が困難な方に対して区は、被害状況、道路状況などからその時点で最適な避難支援を行うこととなります。水害とは異なり事前の想定やあらかじめ避難していただくことが困難であることをご理解ください。</p> <p>なお警視庁では、人命救助及び消火活動等に従事する自動車の円滑な通行を確保するため、震度 6 弱以上の地震発生直後は「第一次交通規制」として通行を規制し、その後、復旧活動及び災害応急対策等に必要な車両が通行できる「第二次交通規制」を実施することとなっています。</p>
18	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>第 44 条の「あらかじめ都と協議」について、埼玉県や千葉県は含めないのか。都だけで良いのか。</p> <p>第 50 条では近郊の区市町村とある。</p>	<p>第 44 条で定義する「広域避難場所」とは、都が指定する避難場所のことを指しており、そのため都との協議に限定しております。第 50 条のように、区主体で協議すべき事項については、「近隣の区市町村」もしくは「その他区市町村」とさせていただいております。</p>

No.	いただいたご意見	区の考え方
19	<p>ペット同行避難をペット同伴避難へ順次拡大をしてもらいたいと思います。現在は犬猫を含め、多様なペットを家族として迎え入れている方が多くいらっしゃいます。被災時は人間もパニックになっている中で、動物たちはさらなる不安を抱える状態となります。離れ離れになるぐらいならと避難を必要とする方が避難をしないことで二次被害にあいやすくなります。</p> <p>また、動物だけを残して避難することで、動物たちの逸走や死傷事故、トラブルなどが多くなると予想されます。ぜひ、足立区獣医師会とともにペット同伴避難ができる場所の拡大とその際のルール作りをお願いしたいと思います。</p>	<p>【同様のご意見のため、一括で回答させていただきます】</p> <p>ペット同行避難について、学識経験者、東京都獣医師会足立支部とともに「足立区ペット同行避難ガイドライン」(素案)を策定しました。パブリックコメントにてご意見を募集した後、令和8年1月頃の完成を目指しています。</p>
20	<p>これは重要な事項だと思われる。すさんだ状況の避難所で、いやしの効果も期待することが出来る(当家にも、ゴールデンレトリバーがいます)。</p>	
21	<p>避難所の基本的な新しい備品の総点検を地域立会のもとチェックする。</p>	<p>第一次避難所の新たな備品の点検は、避難所運営訓練時に備蓄倉庫の資機材を用いた訓練とあわせて行っておりますので、ぜひ訓練への参加をお願い致します。</p>
22	<p>避難所について、高齢者のため有難いが、トイレ心配をしている。</p>	<p>災害時のトイレ確保については、避難所においてマンホールトイレや簡易トイレなどの複数の災害用トイレを用意することで、切れ目なくトイレが確保できるよう準備してまいります。</p> <p>区民の皆様にも、ご家族の人数に応じて3日分以上の簡易トイレの備蓄をお願い致します。</p>

4 要配慮者施策及び地域での支え合いに関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
23	<p>「第7節 地域における相互支援ネットワークづくり」について、絆の安心ネットワークの活用や高齢者の実態把握事業、孤立ゼロプロジェクトの情報活用がもっとできるよう、条例として明示する以上は庁内での連携を深めて欲しい。</p>	<p>本条例の第2条において区民、事業者及び区が「自助」「共助」「公助」の考え方を基に、それぞれが責務を果たしつつ、相互に補完し、つながりあうことで災害対策の充実に努めることを基本理念としております。区民の皆様は「自助」「共助」を強化していただくためにも、庁内連携を強化し、区民の皆様を支援する「公助」の力を高めてまいります。</p>
24	<p>高齢者に対する移動方法の修正を。</p>	<p>高齢者も、自力で避難が可能な方は、ご自身で避難をお願いいたします。</p> <p>高齢者に限らず、自力で避難することが困難であり支援を必要とする方は、「避難行動要支援者名簿」をもとに、民生・児童委員等が安否確認を行い、その後の救出救護や避難支援につなげていきます。</p> <p>また、名簿の登録に限らず、自力で避難することが困難だと思われる方は、災害が起きたことを想定して、あらかじめご家族、知人、ケアマネジャー等と避難方法等について決めておいていただき、周りの見守りの中で避難をお願いします。</p>
25	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>町会としては、平時から顔の見える関係を数年前から重要課題としているが、会員数減少や無関心など、思うような対応が取れない。</p>	<p>本条例の第2条では区民、事業者及び区が「自助」「共助」「公助」の考え方を基に、それぞれが責務を果たし、相互に補完し、つながりあい災害対策の充実に努めることを基本理念としており、区としても「平時からの顔の見える関係」は重要だと認識しております。</p> <p>このため、平時からの関係作りに向けて、避難所運営訓練に一人でも多くの地域の児童や保護者にも参加してもらえよう、区から学校側へ働きかけるなど努めてまいります。</p>

No.	いただいたご意見	区の考え方
26	<p>「地域において互いに助け合い、負傷者の救護及び要配慮者の援護に努めるとともに、被災後の自らの地域の生活再建及び復興まちづくりの協力を努める」とあります。きちんと助け「合い」となることを願います。</p> <p>少子高齢化が進んでいく中、避難・復旧作業について、年齢差別による若者への一方的な労働力の搾取が行われないかが心配です。「共助」を唱えるときは、対応に当たるもの全員に動機付けやインセンティブが存在する、Win-Win の関係を整備する必要があります。今回の改正にあたってガイドライン等を作成される場合はそれを考慮に入れていただきたいです。</p> <p>足立備蓄の日の設置は面白いと思います。この日付を基礎にローリングストックの習慣が区民に根付けばよいですね。</p>	<p>地域での助け合いについて、区では町会・自治会を「共助」の要として位置づけ、地域防災力の強化について支援しています。第一次避難所においては、地域の皆様の助け合いによって運営していただくことを前提としおり、若者からの労働力搾取とならず老若男女問わず運営に携わっていただけるよう、防災講演会や避難所運営訓練等を通して周知してまいります。</p> <p>また、あだち備蓄の日については、SNSやホームページで備蓄やローリングストックについて、より具体的な内容や品目などを発信し、周知・啓発に努めてまいります。</p>
27	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>ハザードマップを参考に関係者へ情報提供をしている。高齢で自力歩行ができない方や、災害に不安を抱えている方へは、避難施設のエレベーターの有無も情報提供しているが、要介護3以上でなくとも避難行動要支援者に該当しない方は福祉（第二次）避難所の利用対象者に該当しないとの情報があります。福祉（第二次）避難所についての情報や、近隣地域での避難訓練について、歩行が難しい方への避難の情報があれば、助かります。</p>	<p>福祉（第二次）避難所への避難について、お申し出のとおり、水害時は避難行動要支援者名簿に登録されている方のみを対象とし、それ以外の方については、第一次避難所への避難のほか、縁故等避難や在宅避難をお願いしております。避難行動要支援者に限らず、自力で避難することが困難だと思われる方は、災害が起きたことを想定して、あらかじめご家族、知人、ケアマネジャー等と避難方法等について決めておいていただき、周りの見守りの中で避難をお願いいたします。</p> <p>また、第一次避難所のエレベーターやバリアフリートイレの有無、避難所訓練の情報については、区ホームページにて公開しておりますので、ご活用ください。</p>

5 災害関連死対策に関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
28	<p>今後は避難所はもちろんのこと、在宅避難者の把握をしていかないと災害関連死を防ぐことは困難と思われます。復興に向けて早く動き出すことも災害関連死を防ぐための一つとも考えられると思います。その中での在宅避難者は乳児から高齢者まで様々の世代や課題を抱えている方が多くいらっしゃるため、外部支援をいち早く入れることで地域を知っている地域の支援者が在宅避難者の把握や支援に入れる可能性が高くなると思います。避難所や福祉避難所など、外部支援の力をいち早く受け入れられる受援力を足立区としても高めていってほしいと思います</p>	<p>【同様のご意見のため、一括で回答させていただきます】</p> <p>ご意見の通り、受援力を高めて災害関連死を防止することについては、区としても喫緊の課題であると認識しています。このため災害関連死の防止策の一つとして、令和7年度から「災害ケースマネジメント」の導入に向けた調査研究を実施いたします。</p> <p>なお、他の機関からの支援を受けるための「受援力」については、令和7年度末の改正を目指す「足立区地域防災計画」の中で受援体制の構築について、より具体化していく予定です。</p>
29	<p>避難所を運営した場合、災害関連死をどうやって少なくしていくかが、本当に大事だと思う。</p>	

6 マンション防災に関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
30	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>耐震性の強いマンションに居住の場合、基本的に住民は在宅避難になると思う。マンション自体が避難所として機能するため、公的避難所に届くような救援物資の配給ポイントに含むことはできないか。</p> <p>また、マンションの居住者へ「基本的に避難所には入れない」ということの周知も必要。</p>	<p>耐震基準を満たしたマンションであれば、被害が軽微であれば在宅避難が可能ですので、各家庭で3日以上の備蓄をお願いするとともに、備蓄が不足した場合には、区が開設する避難所等で備蓄品をお受け取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、令和7年度から、一定条件に該当するマンションに対して、保存水及び簡易トイレを対象品目とした備蓄品購入費用の助成制度を開始する準備を進めております。「自助」としての各家庭での備蓄に加え、「共助」の取り組みの一つとして、ぜひ制度をご活用ください。</p> <p>また、マンション住民の方が避難所には入れないことはございませんので、出来るだけ多くの避難者を受け入れることができるよう、協定や相互応援により避難所の確保に努めてまいります。</p>

No.	いただいたご意見	区の考え方
31	マンション防災について、管理組合へのお知らせが必要だが、管理組合の無いマンションについては？	管理組合の無いマンションへの周知啓発について、条例改正にあたっては、今後区HP、XなどのSNSを通じて発信していく予定です。また、毎月19日の「あだち備蓄の日」において、備蓄の重要性について発信していくほか、各種防災に関する情報もあわせて発信してまいります。

7 その他ご意見及びご質問

No.	いただいたご意見	区の考え方
32	<p>大地震が発生すると環状七号線を境に出入りが禁止されると聞いています。開通されるのは、どれくらいを目安にしているのか？また、開通する時は何処の機関から発表されるか明確にして欲しいです。</p> <p>大地震が発生すると車での移動が禁止されると思われるのですが透析患者の受け入れ病院&クリニック等の連携をしてほしいです。</p>	<p>警視庁では震度6弱以上の地震発生直後は「第一次交通規制」を実施し、環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を規制します。その後、復旧活動及び災害応急対策等に必要な車両が通行できる「第二次交通規制」を実施しますが、全ての規制解除までの目安は示しておりません。規制解除については、警視庁からの発表となりますが、足立区災害ポータルサイトや足立区防災アプリなどで発信を行う予定です。</p> <p>また、災害時の医療機関との連携について、人工透析が必要な方への対応含め、区と医療機関にて定期的な協議を重ねております。お申し出いただいた内容についても、引き続き検討してまいります。</p>
33	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>第24条の「地震を感じたらすぐに火を消す」という表現について、今はもう少し違う表現が良いのでは？</p>	地震時はまずは身の安全の確保が最優先となります。条例の表現については、「地震等を感じたら身の安全を確保するとともに、火を消すほか」と修正いたします。

No.	いただいたご意見	区の考え方
34	7年度の改正を町の人々にいかに知らせるか？	<p>条例改正の際には、条例のポイントをわかりやすくまとめた広報物を作成する予定です。区HP、XなどのSNSを通じて発信していくほか、毎月19日の「あだち備蓄の日」の機会も活用し、条例改正により区民の皆様を知っていただきたい事項を発信してまいります。</p>
35	<p>足立防災リーダー認定登録事業について、地域防災力のさらなる向上で報償費を4,000円/回、1,500円/回出す必要はないと思います。何でもお金を出して、活動を行うのはおかしいと思います。我々避難所を実際に開設して、運営する時は完全にボランティアだと思います。何でもお金を出すのはやめてください。税金の無駄遣いだと思います。お金をもらわないと出ないのならやめたらいいと思います。</p> <p>2019年の19号台風の時、避難所開設しましたが、町会の人も避難してきた人も皆で力を合わせて運営が出来たと思います。そのことが大切だと思います。</p>	<p>あだち防災リーダーは、地域の避難所と行政とのパイプ役となり、それぞれの避難所の防災力向上に向け一定の任務と責任を伴う活動のため、区から報償費をお支払いする制度となっておりますことをご理解ください。</p> <p>この制度は令和6年度に試験的に開始した制度であり、活動実績等を分析し、随時、制度や役割について見直しを図ってまいります。</p>
36	<p>【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】</p> <p>電気が生きていることを前提に考えられているため、最悪のことを想定すべき。</p>	<p>ご意見の通り、停電を前提とした災害復興体制は重要な視点です。区がこれまで行ってきた図上訓練では、電話やFAXが使用可能な、通電状況での訓練となっておりますが、今後、停電時を想定した訓練の実施も検討してまいります。</p> <p>なお、発災時に本部機能を果たす区役所本庁舎、医療拠点となるすこやかプラザあだちには、72時間発電可能な発電機を設置しております。</p> <p>また、第一次避難所には、カセットコンロ式発電機、ガソリン式の発電機を備蓄しており、停電時の対応訓練の実施について、地域の方と検討してまいります。</p>

No.	いただいたご意見	区の考え方
37	【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 改正に賛成。	ご意見ではなく、条例改正についての感想として捉えさせていただき、区の考え方の回答は致しません。
38	進化していて分かりやすい。ありがとうございます。	
39	別紙に書いてある方法を基本に実施していくと良い。	
40	賛成です。	
41	賛同します。	
42	より信頼向上が感じられます。	
43	今まで疑問だったので良かった。	
44	【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 定期的に改正、追加するのは良い。	
45	【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 良い方向性と思う。	
46	早く実施してほしい。 各家庭で蓄電池を備えるようにしてほしい！	
47	再度パンフレットを見て！！	
48	叩き台の素案より良い条例を。	